

平成 2 3 年第 3 回教育委員会

定例会会議録

平成 2 3 年 3 月 2 日

東久留米市教育委員会

平成23年第3回教育委員会定例会

平成23年3月2日午後2時01分開会

本庁舎6階602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (4) 東久留米市指定文化財の指定について（諮問）
 - (5) 東久留米市立生涯学習センターの愛称決定について
 - (6) その他
 - (7) 諸報告
 - ①平成23年第1回市議会定例会について
 - ②東久留米市第4次長期総合計画（基本構想・基本計画）について
 - ③東久留米市第4次行財政改革基本方針 行財政改革アクションプラン（平成23年度～平成27年度）について
 - ④東久留米市第4期定員管理計画（平成23年度～平成27年度）について
 - ⑤公共住宅（南町一丁目アパート）建設に伴う安全対策に関する要望について
 - ⑥公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要について
 - ⑦事故報告について（スポーツセンター）
 - ⑧その他
 - 中学生「東京駅伝」大会について
 - 平成24年度から27年度において中学校で使用する教科書採択の日程等について

出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 鹿 島 宗 男	総 務 課 長 下 川 尚 孝
指 導 室 長 片 柳 博 文	生 涯 学 習 課 長 田 中 潤
学 校 適 正 化 等 担 当 課 長 桑 原 茂	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
教 育 部 主 幹 山 下 一 美	

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
-----------------	-------------

◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成23年第3回定例会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

(午後2時01分)

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は4番矢部委員にお願いする。

◎会議録の承認

- 委員長 1月13日に開催した第1回定例会の会議録については各委員に既にご覧いただいているので、よろしければ承認を得たい。1月20日に開催された第1回臨時会以降の会議録については、後ほどご確認いただきたい。

◎議案の件名の変更

- 委員長 ここで、議案の件名の変更についてご了解を得たい。議案第11号は「東久留米市立学校教職員（管理職）の任命について」とあるが、「東久留米市立公立学校教職員の任命の内申について」に改めさせていただきたい。ついては、日程の差しかえをお願いする。

◎公開しない会議の宣告

- 委員長 「議案第11号 東久留米市公立学校教職員の任命の内申について」及び「議案第12号 東久留米市市民大学運営委員会委員の解嘱及び委嘱について」は東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議とする。

◎傍聴の許可

- 委員長 本日、傍聴者はおいでになるか
○総務課長 おいでにならない。
○委員長 お見えになったら許可することとする。

(公開しない会議を開催)
(公開しない会議を閉じる)

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第4、「議案第13号 東久留米市指定文化財の指定について（諮問）」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
○教育長 「議案第13号 東久留米市指定文化財の指定について（諮問）」、上記議案を提出する。平成23年3月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、市内にある重要な文化財の保護と活用に資するため、東久留米市文化財保護条例第39条の規定により、東久留米市文化財保護審議会に諮問する必要があるためである。詳細につ

いては生涯学習課長から説明する。

○生涯学習課長 文化財保護審議会は3月25日に開催を予定している。今回市指定文化財として諮問させていただきたいのは、有形文化財の「六仙遺跡出土品一括」「地租改正取調野帳」「村野家住宅建築関係文書」の3点である。文化財の種類には大きく分けて有形文化財、無形文化財、民俗文化財や記念物の四つがある。文化財保護条例第4条では「重要なものを市指定文化財に指定できる」となっており、また、第39条により「教育委員会ではあらかじめ文化財保護審議会に諮問する必要がある」となっている。次のページをご覧いただきたい。市指定文化財候補1である「六仙遺跡の出土品一括」は5,000点ある。3次にわたる調査結果で、このような遺跡がたくさん出ている。現在第4次の六仙遺跡の調査を行っているが、これまでのものを一括して今回指定させていただきたい。次のページの候補2は14点あるが、これは地引絵図とともに現存している歴史的な資料としては大変貴重なもので、地租改正における土地調査の基本台帳である。この取調野帳が14冊確認され、大変貴重なものということで、候補として挙げている。次のページはその野帳の村別のものである。最後は、候補3の村野家の住宅建築の関係文書2点の「普請請負仕用覚書」と「御長屋門仕用帳」である。村野家の住宅は国登録の文化財に指定されたところであるが、このたび、この仕用覚書と長屋門の仕用帳が指定候補として挙げられている。「仕用覚書」は工事請負の書類などで、木材が何本、1本当たり幾ら等のかかなりきめ細かいことが書かれている。これは母屋の仕用覚書である。長屋門についても、同じように仕用帳を候補として挙げている。次のページはその仕用覚書等の写真である。

○委員長 指定を受けたら何か特典はあるのか。

○生涯学習課長 今後の改修工事等に当っては、市から補助金等交付するなど、重要な施策の対象として検討していかなければならないと思っている。そのほか、ホームページや関係書類で、市民に広く公開していくため、文化財としての名簿の登録や普及、保護といった形で支援させていただく。

○委員長 郷土資料室の展示室の管理責任者はだれになっているのか。これを機会に、改めて保存のための特別な措置を考えられないか。

○教育長 市の文化財保護条例により指定をすれば、補助金の範囲内ではあるが補助できる。全体的な管理という点については、市では1億円程度の「郷土美術館建設基金」を積み立てている。かつてはそういった資料館を造ろうという計画があった。財政状況が厳しい中、わくわく健康プラザの中に資料室ができる際にも、「そういったものを造ったらどうか」ということだったがそこまでいかず、資料室になっている。将来的には教育委員会としての大きな課題であると思っている。

○委員長 今までは、特に盗難等の被害には遭っていないようであるが、手を伸ばせば触れられる所にあるので心配である。

○教育部長 防犯ビデオが付いていて、事務室からは見られるようになっている

○委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第13号 東久留米市指定文化財の指定について（諮問）」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第13号は承認することに決した。

◎議案第14号議案の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第5、「議案第14号 東久留米市立生涯学習センターの愛称決定について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第14号 東久留米市立生涯学習センターの愛称決定について」、上記議案を提出する。平成23年3月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、東久留米市立生涯学習センターの愛称を決定する必要があるためである。詳細については生涯学習課長から説明する。
- 生涯学習課長 次のページをご覧ください。生涯学習センターの愛称の決定については要綱を定め、市民から応募いただいた。1月15日で締め切ったところ、55件の応募があった。その後、選考会を設置し、2月7日と14日の2回会議を開催し、最終案として「まろにえホール」が決定された。決定の理由は3点書かれているが、応募者からの説明にあるとおり、「まろにえ富士見通り」という同センター前の並木通りの名称が付いているので、その点が評価されている。そのほか、近い将来、生涯学習センター前の道路が小金井街道とつながって、バス路線となる予定もあると聞いているので、同センターの位置を示す愛称ともなり、初めて来館する利用者にも大変分かりやすくなるという意見であった。2点目は、マロニエの木はヨーロッパの街路樹としてとても有名だということで、学習の場としてふさわしい響きがあるという意見があった。最後に、「まろにえ」の言葉の持つ、優しさとかエキゾチックな印象がさまざまな世代の方に受け入れやすいという点から、この名称に決めたということである。次のページの2次審査の集計表をご覧ください。採点基準は「①わかりやすさ」など5項目ある。2次審査を行ったところ合計点が247点で、上位二つが同点となったが、「まろにえホール」が第1位となった。本日承認されたら、4月の生涯学習センターでのイベントで発表したいと考えている。
- 教育長 「同点で決め難かった」ところをもう少し伺いたい。
- 生涯学習課長 2次審査では、「cruru（くるる）ひがしくるめ」と「まろにえホール」が247点の同点となった。選考会では最終的に第1位をどのように決定したらよいか、慎重に協議した。「全国の学習センターやその他の施設の愛称と重ならないように」「東久留米市の地名や東久留米市らしさなどを表現している適切な名称はどちらか」といった視点から「まろにえホール」に決定した。
- 教育部長 「くるる」と「まろにえ」について調べたところ、「くるる」というのは、テレビのアニメ番組の有名なキャラクターの名前ということが分かった。「まろにえ」のほうがむしろ重複が少なかった。
- 委員長 「くるる」はそんなに有名な名称なのか。
- 生涯学習課長 漫画の登場人物や食品メーカーの商品名、さらに他市の循環バスの名称などに使われている。
- 委員長 「まろにえ」は100年、200年前から日本に入っていたが…。
- 教育部長 あまり使われてはいなかったようである。
- 生涯学習課長 ひらがなの「まろにえ」を使った施設は少なく、片仮名の「マロニエ」を使っている施設には多少類似したものがある。なお、市民プラザの広報誌のタイトルが「まろにえ」である。
- 委員長 地域センターの愛称である「フレンズ」は馴染んでくるとなかなか良い。生涯学習

センターは「まろにえホール」、西東京市の施設は「こもれびホール」。

- 教育長 この「まろにえホール」は大変良い名前だと思う。
- 委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第14号 東久留米市立生涯学習センターの愛称決定について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第14号は承認することに決した。

◎その他

- 委員長 日程第6、その他について。事務局から何かあるか。
- 総務課長 ない。
- 委員長 ないようなので次に進む。

◎諸報告

- 委員長 日程第7、諸報告に入る。「①平成23年第1回市議会定例会について」から、順次、説明を求める。
- 教育部長 平成23年第1回市議会定例会は、3月1日から28日までの28日間の会期で開催されている。添付している施政方針については後ほどご覧いただきたい。続いて、一般質問について説明する。今回は10名の議員から質問を受けている。阿部議員の質問は「放課後の子どもたちの居場所の充実について」及び「図書館の市民サービスの充実について」である。津田議員の質問は「小学生の登下校等の安全対策について」である。糸魚川議員の質問は「難聴者のための備品を公共施設に配置できるように」である。また、「特別支援学級について」ということで、南町小学校、第六小学校の開設までの対策にかかる質問や、第四小学校に関連しての上の原団地の余剰地との関連についての質問をされている。原議員の質問は「小学校給食の民間委託について」である。篠原議員の質問は「国有地、都有地、市有地、UR都市機構所有地等の活用について」という第四小学校関連の内容である。桜木議員の質問は「白山公園の今後の整備について」である。間宮議員の質問は「子どもが学ぶ権利の保障について」及び「南沢地区、特に第五小学校の子どもたちの安全対策について」である。梶井議員の質問は「河川の環境保全～河川水質・水生生物の保全について」であるが、現在、市のプール排水が公共下水道に未接続の箇所があるので、その関連質問である。白石議員の質問は「図書館行政について」である。小山議員の質問は「教職員の免許の更新制度について」である。

続いて請願であるが、教育委員会関連としては「請願第1号 公立小学校・中学校の冷房化（エアコン設置）及び老朽化施設の改善を求める請願」、「請願第12号 小学校1・2年生の35人学級の実現を求める意見書提出を求める請願」さらに「請願第13号 少人数学級の実現を求める請願」が出されている。

- 教育長 糸魚川議員の答弁についてももう少し説明をしてほしい。
- 生涯学習課長 難聴の方が音声を取りやすくするループ式装置を設置するよう検討してほしいという要望が、昨年の9月市議会定例会に出されている。教育委員会では調査研究すると回答したところ、今回、その進捗状況を報告してほしいという質問である。

生涯学習センターの指定管理者であるJN共同事業体と協議したところ、ループ式の音声

装置の価格は、一つ20万円程度ということである。ループ式というのは、委員が座っている周りに音声のアンテナを張りめぐらせ、話していることを信号に変え、難聴者の方のヘッドフォンに明確な形で音声が届き、聞き取りやすくするというものである。携帯で持ち運びやすいものを買えば、いろいろな会議室等や相談窓口で利用できるのではないかと検討してきた。今後も、指定管理者と十分協議をして、検討していきたいと考えている。

- 委員長 この装置の需要は高いだろう。かなり用意しないと間に合わないのではないか。
- 委員 市役所の窓口にはあるのか。
- 教育部長 今のところ設置している施設はないと聞いている。
- 教育長 手話ができる職員がいるので、大体は対応できている。講演会の場合にもほとんど手話通訳をつけているが、手話をつけられない会議などには求められていると思う。
- 生涯学習課長 この3月に、さいわい福祉センターで初めて設置されると聞いている。まだ少ないが他の市町村でも設置しているところがあるようだが、頻繁には利用されていないようである。
- 委員長 個人的に用意される方もかなりおいでになるだろう。
間宮議員の質問で、「子どもが学ぶ権利の保障について」とあるが、具体的にはどういうことか。
- 学務課長 就学相談を受けた後の、主に特別支援学級の固定学級に通学した場合の交通手段の保障等についてという内容である。本来の学区域より広がるので、そこに対する保障はないのかという内容である。
- 委員 津田議員の質問で「小学生の登下校等の安全対策について」とあるが、具体的に心配なことがあるのか。
- 学務課長 安全対策の一つに、登下校におけるメール配信システムがある。これは、メーカーによって若干違いがあるが、例えば正門にICカードリーダーを設置して、子どもがそこを通過した時に、今、学校に入った、という情報が保護者に伝わり、逆に、帰りは校門を出た時に、今、学校出たという情報が保護者の携帯電話にメール配信されるものである。先月の学務課長会において26市の状況を聞いているが、現在は3市が実施している。
- 委員長 この件については以上にとどめる。続いての報告を求める。
- 総務課長 資料の「東久留米市第4次長期総合計画（基本構想・基本計画）」をご覧いただきたい。同計画については先月の28日の庁議において最終決定がなされている。内容であるが、5ページにまちづくりの基本目標が掲載されている。教育関連では6ページ以降に、教育目標の「子どもの未来と文化をはぐくむまち」と掲載されている。9ページにはその基本目標を達成するための基本施策、基本的な施策を示している。最下段に「活力ある学校づくり」、次のページには「生涯学習の推進」ということで掲載している。13ページからは基本計画部分を示している。教育関連については81ページ以降96ページまでに掲載しているので、後ほどご覧いただきたい。
- 委員長 この件については以上にとどめる。続いての報告を求める。
- 総務課長 資料の「東久留米市第4次行財政改革基本方針 行財政改革アクションプラン（平成23年度～平成27年度）」をご覧いただきたい。これは5年間のアクションプランである。教育関連では10ページに「小学校給食調理業務」「図書館運営管理」、13ページに「学校再編成事業」の三つの行革が示されている。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いての報告を求める。

○総務課長 資料の「東久留米市第4期定員管理計画（平成23年度～平成27年度）」をご覧いただきたい。14ページには「第4期定員管理計画」の内容が示されている。（1）計画期間は平成23年度から27年度までの5カ年である。（2）目標の職員数として、平成22年4月1日現在の職員数は634名、27年4月1日では597名ということで、適正化目標職員数は37名の減である。15ページの表-15には今後5年間の人件費の予測が示されており、合計で4億3,363万8,000円の減を見込んでいる。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いての報告を求める。

○学務課長 資料の「公共住宅南町一丁目アパートの建設に伴う安全対策に関する要望」をご覧いただきたい。これは教育部としての要望を取りまとめたものである。今回、建設計画のある公共住宅（南町一丁目アパート）に接する所沢街道は、片側1車線の日常的にも交通量の多い道路である。また、この道路は第五小学校と南町小学校の通学路にも指定されているが、歩道がないことから、登下校については特に注意をしている。さらに、市道110号線が開通すると交通量が増加することが予想される。

これらのことから公共住宅建設に当たっては、交通安全及び交通渋滞対策・防犯対策に十分配慮するとともに、下記のとおり要望するものである。1点目として、通学路となっている第五小学校と南町小学校の児童の保護者を対象とした説明会の実施をお願いする。2点目として、工事業者決定後、教育委員会との細部に及ぶ協議を行い、学校等からの意見・要望等に対し、可能な範囲において速やかに対応されるようお願いする。3点目として、児童・生徒の安全確保の観点から、事故防止には万全を期されたい。4点目として、工事場所の北西の道路は第五小学校及び南町小学校の通学路となっていることから、工事期間中は交通整理員の配置をお願いする。5点目として、隣接道路について、専用道路として一部占有するのであれば、登下校の時間帯は工事車両の通行を制限してほしい。6点目として、工事車両の通行ルートが決まったら知らせてほしい。ルートによっては、児童の安全性を考慮して第五小学校と南町小学校の通学路を一部変更することも検討する。7点目として、工事手法や工事時間帯の工夫により、撤去工事期間中の騒音・振動対策を講じ、学校の授業に支障を来さないよう努めていただきたい。8点目として、工事の際に仮囲いを設置する場合は、可能な限りセットバックの協力をお願いする。その際、防犯上必要に応じてクリアパネルを設置し、見通しを確保するとともに、穴あき板設置による風対策、一定間隔による防犯灯の設置をお願いする。9点目として、工事箇所周辺は不審者情報や産業廃棄物の不法投棄などが多いため、定期的な巡回をお願いする。10点目として、毎日の工事終了後は必ず施錠し、青少年等のたまり場とならないよう努めていただきたい。11点目として、工事場所南側の南町運動広場利用者に対する事故防止には万全を期されたい。以上、11項目の要望を出している。

○委員 工事の期間はいつからいつまでなのか。

○学務課長 工期が確認でき次第、お知らせする。

○委員 以前、工事現場の周りの囲いのところで事故があった。囲いが歩道側に倒れてきて自転車の方が巻き添えになった。ここでは「セットバックの協力」になっているが、設置についての安全性も十分に考慮していただきたい。

○委員長 今後、いろいろと予想しないような事態が出てくるかもしれない。関係の方々いろいろなご苦労いただくことになろうと思うがよろしくをお願いしたい。この件は以上にとどめ、

次の報告を求める。

○学務課長 資料の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要について」をご覧いただきたい。趣旨であるが、新学習指導要領の本格実施やいじめ等の学校教育上の課題に適切に対応できるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直すものである。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直すというものである。概要としては2点ある。1点目が35人以下学級の推進で、現在の学級編制標準を40人から小学校1年生を35人へと引き下げるものである。2点目が、市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築である。現在は国が学級編制の標準の設定を行っている。都道府県教育委員会では学級編制の基準を設定し、市町村教育委員会では都道府県教育委員会の定める基準に従い、学級の編制の事前協議を行っている。現在は東京都の同意を受けて実施しているが、改正案では市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制することができることになる。施行期日については最初の35人以下学級の推進については23年4月1日、学級編制については24年4月1日となっている。

○委員長 何か何うことはあるか。

○委員 平成24年度からは市町村教育委員会が独自に学級編制を行うことができるようになるということか。そうなった場合、教員の数が増えたらどうするのか。

○委員長 教員増の対応はどうなるのか。

○教育部長 市が独自で基準を設けた場合は、市で経費を負担するようという指導を東京都から受けることが多いのではないかと。または、市が単独で採用するということもあるかもしれない。

○教育長 加配は市区町村が単独でできるのではないかと。

○指導室長 そうである。市区町村で負担をし、実施しているところもある。

○教育長 大分前から長野では実施している。

○指導室長 そうである。杉並区でも小学校で実施している。

○委員長 「適正化」とは、35人なら良くて38人ではだめだと簡単に言えるものではない。各市町村なり、自治体の裁量が認められるようになって他区市が始めると、何でうちはやらないのかということが必ず出てくる。まずはそういうことへ向けての考え方が、きちんと基本にあるべきである。本市の財政状況等の問題等々も含めて、考えておいていただく必要があると思う。

○教育部長 本市では国の基準が35人になるということで、各学校では教室が1クラスから2クラスに増えると見込んでいる。例えばクーラーについても、3教室ほど余計に見ている。ただ、委員長が言われるとおり、市としてどう進めていきたいのかという結論には至っていない。市の教育行政としてどうしていくのかは一つの課題だと思う。

○委員長 地方自治体なりに裁量を任せるということであるが、そういうことはだんだん増えてくるのかもしれない。この件は以上にとどめ、次の報告を求める。

○生涯学習課長 資料の、スポーツセンターにおける「アルミ合金製電動リフト転倒事故の検証及び再発防止策について」をご覧いただきたい。事故の発生日時は1月20日木曜日の午前10時25分、場所は第一体育室である。クライミングウォールの点検作業中に電動リフ

トが横転して、事故が発生した。リフトの点検を行っている事業者は東商アソシエートである。転倒事故の詳細については2ページ後の「転倒の報告」をご覧ください。事故の原因であるが、作業員が電動リフトを上昇させた状態のまま足場を固定するアウトリガーを解除し、その電動リフトを横に1mほど移動させようとしたために安定を失って転倒したことによるものである。マニュアルによれば、このような電動リフトを横へ移動する作業についてはこのような扱いをしてはならないとなっている。写真をご覧くださいと分かるが、リフトの部分に人が乗ることになっている。この事故が起きたときには人は乗っていなかったが、電動リフトが横転した。一番下は、体育館の床が損傷を受けた写真である。マニュアルはきちんと整備されていたが、作業員個々の安全に対する認識が低くなっており、1mであれば電動リフトを移動させても大丈夫ではないかといった気の緩みが事故に至った原因ではないかと考えている。幸いにもスポーツセンターの利用者や作業員にはけががなかったが、へこんだ体育室の床は現在では修復作業を終えている。

また、リフトの作業中には体育室の利用者の安全を確保するために、体育室の4分の1を防護さく等で囲っていた。今後の再発防止策においては体育室の2分の1程度を防護さく等で囲むよう、教育委員会からも、指定管理者及び関係各事業者にも再度指導させていただきようと言っている。今後の再発防止策については、作業手順に関するマニュアルの見直し等の作成を再度行ってもらう予定になっており、そのマニュアルについても提出させている。そのほか、「きちんとミーティングを行うこと」「こういった作業の前に手順だとか安全性の確保についてきちんと打ち合わせをすること」ということで、今後もこのような事態に至らぬよう、再発防止に努めさせていただきたいと考えている。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いての報告を求める。

○生涯学習課長 同じく事故の報告であるが、資料の「清掃員転落事故の検証及び再発防止策について」をご覧ください。転倒の事故報告については3ページ目に記載してあるが、発生日時は2月4日火曜日の午前9時4分で、発生場所は学習センターの南側のサンクンガーデンである。施設の外周の清掃中にサンクンガーデンの上段から、作業員が5m下に転落した。清掃作業を行っていた事業者は、株式会社リンレイサービスである。次のページの写真をご覧ください。一番下がサンクンガーデンの進入禁止の柵である。サンクンガーデンの植え込み部分にごみがあったので、それを取ろうとこの防護柵を乗り越えたところ、体勢を崩してバウンドするように一番下まで転落したということである。けがの状況であるが、作業員は膝の裂傷等で全治3週間の入院である。このように柵を乗り越えてごみを回収するのは清掃作業の手順書、いわゆるマニュアル書に反している。作業員の安全意識の低下によってこういった危険個所へ侵入したことが、事故の大きな要因であると考えている。現在は、この清掃作業の手順書を改め、清掃作業中には施設の外周の危険個所を改めて表示している。高所での作業については従来から禁止していたが、今後も作業員に周知徹底させていただきたいと考えている。再発防止策についてはミーティングや研修、作業手順書の見直し等をきちんと行うことを示している。本日配布した手順書にも中庭の危ない危険個所区域の作業手順について、きめ細かく定めて再発防止を行っている。今後も教育委員会として、このような事故が二度と起きないように気をつけていきたい。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○教育長 スポーツセンターのリフトは最大何mの高さになるのか。

○生涯学習課長 リフトの高さは7.6mである。年2回、クライミングウォールの点検を行っているが、今まで一度も事故はなかった。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いての報告を求める。

○指導室長 2点報告する。1点目は3月21日の祝日に行われる、中学生「東京駅伝」大会の当日の日程等についてである。資料をご覧いただきたい。選手並びに役員の選手団の派遣については、東京都教育委員会から配車されたバスにより、午前7時に東久留米市役所を出発し、現地には8時半に到着、9時半の開会式に間に合わせるよう出かけたいと考えている。女子の部のスタートは10時から、男子の部のスタートは13時からとなっている。市教育委員会関係者については市のマイクロバスを利用し、午前7時30分に市役所集合・出発、9時に会場に到着・受け付けの予定となっている。東京駅伝のプログラムの一部を抜粋して添付しているので、後ほどご覧いただきたい。なお、本市選手団については抜粋したプログラムの後ろのページから2枚目に、本市選手団の一覧が出ている。男女とも各中学校から代表が出ており、男子21名、女子21名、監督・コーチ含めて総勢51名の選手団である。

2点目は、平成24年度から27年度において中学校で使用する教科書採択の日程等についてである。資料の「平成24～27年度中学校使用教科用図書の採択について」をご覧いただきたい。今年度に行われる中学校の使用教科用図書の採択については、8月開催の定例教育委員会の際に採択のための会議を開き、採択いただきたいと考えている。そのための組織並びに資料等の準備については、次のように考えている。一つは教科用図書の法定展示については、本年の5月17日から5月31日までの2週間、市教育センター並びに中央図書館で行う。教科書選定調査委員会については本年の4月15日から28日までの間、市民公募委員を募集の上、5月13日、6月30日、7月1日に委員会を開催する予定である。教科別資料作成委員会は5月20日、5月27日、6月17日の3回開催することとなっている。なお、各学校への見本本巡回については、5月16日から6月10日までの間に各中学校を巡回する予定になっている。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 調査委員会が7月1日に終了した後に、われわれも新しい教科書を拝見することになるのか。

○指導室長 そうである。資料作成のための委員会等が終了後、教育委員控え室等に配置し、教科書の見本本を手にとりいただけるよう用意する予定である。

○委員 まだ先のことはあるが、協議会のような形で機会を設定していただき、勉強することはできないか。特に、中学校の歴史教科書については社会的な関心も高いと思うので、教育委員会の方針も固めていく必要があると思う。できれば8月の採決に向けて、7月に協議会を開催するというスケジュールを検討していただきたい。

○教育長 協議会の開催については日程調整をさせていただきたい。

○学務課長 先ほどご質問いただいていた「公共住宅（南町一丁目アパート）建設に伴う安全対策に関する要望」の工期その他について、補足説明を行う。今回、建築する建物は北中棟、東棟、南棟の三つである。配布資料のスケジュールであるが、北中棟の工期終了が平成24年2月、東棟の建設工期終了が27年7月、南棟の建設工期が28年4月の予定である。資料最後の図面に建設される建物として、上から北棟、中棟、南棟、東棟が示されている。地図で言うと所沢街道の上になる。上の細いところが所沢街道になる。

- 教育長 通学路は所沢街道とどこになっているのか。
- 学務課長 地図の上の部分が通学路と指定されている。ここから西東京に向かった所には歩道があるがここは歩道がないため、特に注意をするということで要望している。
- 教育長 歩道を設置しているのは所沢街道だけなのか。
- 学務課長 そうである。
- 教育長 ここは第五小学校と南町小学校の両方の通学路となっている。
- 教育部長 都営住宅自体は南町小学校が学区域であるが、都営住宅には現在児童はいない。
- 学務課長 都営住宅から通学する児童はいないが、第五小学校の通学路に本願寺を通過して登・下校しているケースがあったが、通学路は所沢街道となっている。
-

◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって、平成23年第3回定例会を終了する。

(午後3時27分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年3月2日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)